

## 投票用紙等の請求に関わる手引き

担当課係名：館山市選挙管理委員会

住 所：〒294-8601

館山市北条 1145-1

電 話：0470(22)3523

### 1 この請求書兼宣誓書は

選挙期日に投票所で投票できない見込みの方が、**不在者投票**を行うために投票用紙等を請求するためのものです。

### 2 投票できるのは

**選挙人名簿に登録**されている方で、宣誓書の次のいずれかの事由に該当する見込みがあり、**選挙日当日投票所で投票できない見込み**の方です。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

### 3 投票できる期間は

公示（告示）日の翌日から投票日の前日まで（以下「期間中」）

### 4 投票をするうえでの注意点（館山市選挙人名簿に登録されていることが前提です）

- ・ **館山市選挙管理委員会**に郵便等で投票用紙等の請求をします。（**ファックスやEメールでの請求は受け付けられません。**）
- ・ 投票用紙等は**公示（告示）日の前日から郵送できますので、早めに請求**してください。
- ・ 投票用紙等が郵送されてきたら、それを都合のよい（滞在先の）選挙管理委員会に持参し投票をします。なお、**開封してはいけない封筒も同封**されていますので、注意文をよく読み、投票する選挙管理委員会にご持参ください。
- ・ 投票をした選挙管理委員会が、館山市選挙管理委員会に投票を郵送します。この郵送した投票が、投票日の**午後6時**までに館山市選挙管理委員会（投票箱）に届かなければなりません。**早めに投票**してください。

### 5 その他

請求書上段の、**氏名は、パソコン等で入力せずに必ず請求者ご自身が書いてください。**